

武蔵村山市放射線量測定器貸出要綱

平成24年5月31日
訓令(乙)第114号

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市(以下「市」という。)が所有する放射線量測定器(以下「測定器」という。)を武蔵村山市民等(以下「市民等」という。)に貸し出すことにより、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 測定器の貸出しを受けることができる者は、次のいずれかに該当する者であり、20歳以上の者であることとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内に事務所を有する個人又は法人その他の代表者
- (3) 市内に土地又は建物を所有する者
- (4) 市内に住所を有する営利を目的としない団体の代表者

(貸出測定器)

第3条 貸し出す測定器は、シンチレーション式放射線量測定器とする。

(測定器の貸出回数)

第4条 測定器の貸出回数は、1回の申請につき1台とする。

(貸出期間)

第5条 測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、貸出期間の満了の日が武蔵村山市の休日に関する条例(平成3年武蔵村山市条例第29号)第1条第1項に規定する武蔵村山市の休日に当たるときは、その日の翌日をもって貸出期間の満了の日とする。

2 測定器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸出しを受けた測定器を返却するまでは、新たな貸出しに係る申請をすることができないものとする。

一部改正〔平成30年訓令(乙)46号〕

(費用の負担)

第6条 測定器の貸出しは、無償とする。ただし、貸出しを受けた測定器の運搬、管理等に要する費用は、借受者の負担とする。

(貸出申請)

第7条 測定器の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ電話又は来庁による申出により予約を行った上で武蔵村山市放射線量測定器貸出申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合は、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 住民票の写し、健康保険証、運転免許証その他第2条に規定する貸出対象者であることを確認できる書類

(2) 前号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(測定場所)

第8条 測定器を使用して放射線量を測定する場所は、市内で、借受者が所有又は使用賃貸借する場所及び道路、公園などの公共の場所とする。なお、公共の場所を測定する場合は、必ず管理者の許可を受けなければならない。

(禁止事項)

第9条 借受者は、貸出しを受けた測定器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 市の区域外の測定

(2) 他人の所有・管理する土地・建物における無断の測定

(3) 営利を目的とする活動

(4) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対するひぼう、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(5) 第三者に対し、譲渡し、貸与し、又は担保に供すること

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する事項

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間内であっても測定器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により測定器の貸出しを受けた場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前2号に定めるもののほか市長が測定器の貸出しを不相当と認める場合

(借受者の責務)

第10条 借受者は、貸出しを受けた測定器について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受者は、貸出しを受けた測定器を破損し、汚損し、又は紛失をしたときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(返却)

第11条 借受者は、貸出しを受けた測定器に破損、異常等がないかを確認し、第4条に規定する貸出期間内に返却しなければならない。

(データの提供)

第12条 市長は、借受者に対し、必要に応じて放射線量測定値に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(市の免責)

第13条 市長は、測定機器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出期間中における測定器の管理不備により生じた事故に対しては、一切責任を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行の日の前日までの間においては、第2条第1号中「住民基本台帳に記録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている者」とする。

附 則（平成30年4月9日訓令（乙）第46号）

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

略

全部改正〔平成30年訓令（乙）46号〕